

常任委員会資料

文教児童委員会資料
平成25年8月22日
子ども家庭部保育サービス課

認可保育園保育料の見直し(案)の中間報告について

1 改定の理由

- 保育料は、4年ごとの見直しを基本としているが、検討の時期に、保育料に大きな影響を与える税制改正が行われた。この影響を確認するまで、改定を見送ってきた。
- 税制改正の影響は、下記のとおりである。平成18年度の一人あたりの保育料平均額(現年調定額/調定件数)は18,381円であったが、平成20年度には17,024円となっており、実質的な引き下げが行われた状態が続いている。
 - ・平成18年に定率減税が引き下げられた(20%⇒10%)ことにより、平成19年度の保育料は前年度比約1億円増加した。
 - ・平成19年には定率減税が廃止されたが、課税対象税額表が4段階から6段階に改められ、平成20年度の保育料は前年度比約1億9千万円減少している。
 - ・平成23年の年少扶養控除の廃止等の税制改正では、国の技術的助言もあり、保護者に影響が出ないように、扶養控除があった状況に戻して再計算を行う規則に改正した。
- 前回改定時(平成17年度)には、3歳未満児の保育料だけが保護者の急激な負担増を伴うこととなり、最高所得階層の改定率を10%増に止めるといった激変緩和措置を実施した。そのひずみが現在も残っている状況にある。
- 認可保育所で行われている保育に多くの公費が投入されていることから、認可保育所を利用していない子育て世帯との受益と負担の公平性を考慮しなくてはならない。
- 平成22年度に国では、高所得者層の応分の負担を求め、国の保育所徴収金基準額表が見直されている。この考え方を区の保育料決定に取り入れて、応能負担を推進させる必要がある。

2 昨年度の改定の考え方

- 現行保育料(平成17年度改定)は、国が定めた「保育所を運営するにあたっての最低限必要な経費」を児童の歳児別に保護者負担と公費負担とに分けて、平成9年度改定時の保育料に平成8年度から16年度における保護者負担分の変動率を乗じて算定している。
 - ・保護者負担とは保育士、調理員、嘱託医、事務職員以外の非常勤職員の人件費、保健衛生費 給食費保育材料費など児童に関わる経費。
 - ・公費負担とは施設長、用務員、非常勤職員(事務)の人件費、社会保険料 補修費等

の管理に関わる経費。

- 平成 26 年 4 月に予定している改定をこの考え方に則って試算してみたところ、3 歳児未満の保育料だけ大幅な改定が必要となり、3 歳児及び 4 歳以上児の保育料は僅かな改定になるとの結果がでた。
- この結果、緩和措置を伴わないで、3 歳未満児の保育料を改定することが困難であり、今後もこの歳児のひずみの解消が見込めないため、新たな改定の方法を検討することとした。

3 平成 26 年 4 月の改定に向けての新たな考え方

- 私立認可保育園においては、国が定めた保育所を運営するにあたっての最低限必要な経費を、国が定めた保育料と残りを国 1/2、都 1/4、区 1/4 の負担金により賄うこととなっている。
- この国が定めた保育料を児童 1 人あたりに換算し、平成 16 年度から 23 年度の変動率を計算した結果、3.6%増となった。この値を基本的な改定率として、国が定めた保育所徴収基準額表の中間階層である第 5 階層に対応する区の保育の実施に係る徴収金額表の D 6 階層に適用し、全ての歳児を対象に改定を行うこととした。
- 具体的には、D 6 階層から階層が 1 階層下がるごとに 0.2%を減じ、逆に階層が 1 階層上がるごとに 0.2%を加算し、3 歳未満児の保育料を概ねどの階層も世帯収入に対して均一となるようにする。
- 現行の最高階層 (D21) を細分化するとともに、改定率を所得に応じて傾斜的に運用して、適正な応能負担となるようにすることとした。
- 現行の最高階層 (D21) を細分化した D22 階層から D25 階層は、1 階層に適用する所得税の幅が他の階層に比べて広いことから、1 階層上がるごとに 1, 000 円を加算することとした。
- 所得税非課税世帯は、現在の社会・経済状況を勘案すると値上げの影響が大きいため、改定を行わないこととした。
- 改定された保育料は、平成 26 年 4 月分から適用する。

4 改定後の利用料金の概要 (詳細は、別紙参照)

【全ての歳児】

A、B、C 階層 (所得税非課税世帯) は現行据え置き

【3 歳未満児】 (第 1 子)

- ・ 現行の D 階層区分は、月額 200 円から 4, 100 円の負担増
- ・ 新設の D 2 2 から D 2 5 階層区分は、月額 5, 100 円から 8, 100 円の負担増

【3 歳児】 (第 1 子)

- ・ 現行の D 階層区分は、月額 100 円から 1, 800 円の負担増

- ・ 新設のD22からD25階層区分は、月額2,800円から5,800円の負担増

【4歳以上児】(第1子)

- ・ 現行のD階層区分は、月額100円から1,400円の負担増
- ・ 新設のD22からD25階層区分は、月額2,400円から5,400円の負担増

【一人あたりの平均保育料】(平成24年6月1日在籍児童により算出)

	4歳以上児	3歳児	3歳未満児
現行	14,815円	16,203円	21,090円
改定後	15,448円	16,918円	22,015円
改定率	4.2%	4.4%	4.4%

(国の基準(認可) H22)

8段 (0万4千円) (3才未満)

7段 (0万1千円) (3才以上)

5 保育料収入(平成24年6月1日在籍児童により算出)

現行 137,697,210円/月

改定後 143,678,990円/月 現行との差 5,981,780円/月

1年換算 71,781,360円の増(実質6,500万円程度)

5.5万円程度

6 スケジュール

平成25年8月24日

パブリックコメントの募集(2週間)

(13円/月補助)

平成25年9月

第3回板橋区議会定例会付議

2.5万円(食費)

↑
保育料 1.7万円(平均)

7 その他

延長保育料を今回は改定しないこととし、社会経済状況や他区の動向を参考(家庭福祉員1.7万)に検討を行うこととする。

7:15~8:15

19:15(延長)

認可 2800人

認可証 700~800人

60%(待機)

(3万円)1箱

現行と改定後の保育料との差(月額)

※ D6階層3.6%の改定 D5以下を低減、D7以上を逡増方式により算定

階層	定義		4歳以上児						3歳児						3歳未満児						
			第1子			第2子			第1子			第2子			第1子			第2子			
			現行	改定額	差	現行	改定額	差	現行	改定額	差	現行	改定額	差	現行	改定額	差	現行	改定額	差	
A	生保	世帯の推定年収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B1	住民非課税(ひとり親に限る)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	住民非課税(ひとり親を除く)		1,000	1,000	0	400	400	0	1,000	1,000	0	400	400	0	1,000	1,000	0	400	400	0	
C1	住民税均等割		2,300	2,300	0	920	920	0	2,400	2,400	0	960	960	0	3,000	3,000	0	1,200	1,200	0	
C2	住民税所得割5,000円未満		2,900	2,900	0	1,160	1,160	0	3,100	3,100	0	1,240	1,240	0	3,500	3,500	0	1,400	1,400	0	
C3	住民税所得割5,000円以上		3,500	3,500	0	1,400	1,400	0	3,700	3,700	0	1,480	1,480	0	4,100	4,100	0	1,640	1,640	0	
D1	所得税	3,000円未満	315万円	6,500	6,600	100	2,600	2,640	40	7,000	7,100	100	2,800	2,840	40	8,000	8,200	200	3,200	3,280	80
D2		3,000円～	350万円	8,200	8,400	200	3,280	3,360	80	8,800	9,000	200	3,520	3,600	80	9,800	10,000	200	3,920	4,000	80
D3		16,801～	400万円	10,400	10,700	300	4,160	4,280	120	11,100	11,400	300	4,440	4,560	120	11,200	11,500	300	4,480	4,600	120
D4		30,000～	450万円	12,100	12,400	300	4,840	4,960	120	13,000	13,400	400	5,200	5,360	160	17,300	17,800	500	6,920	7,120	200
D5		60,000～	550万円	14,000	14,400	400	5,600	5,760	160	15,000	15,500	500	6,000	6,200	200	21,200	21,900	700	8,480	8,760	280
D6		90,000～	650万円	15,700	16,200	500	6,280	6,480	200	16,900	17,500	600	6,760	7,000	240	24,000	24,800	800	9,600	9,920	320
D7		120,000～	750万円	17,400	18,000	600	6,960	7,200	240	18,600	19,300	700	7,440	7,720	280	26,200	27,100	900	10,480	10,840	360
D8		150,000～	850万円	18,700	19,400	700	7,480	7,760	280	20,100	20,900	800	8,040	8,360	320	28,400	29,500	1,100	11,360	11,800	440
D9		180,000～	920万円	19,900	20,700	800	7,960	8,280	320	21,600	22,500	900	8,640	9,000	360	30,500	31,700	1,200	12,200	12,680	480
D10		210,000～	970万円	20,200	21,000	800	8,080	8,400	320	23,000	24,000	1,000	9,200	9,600	400	32,600	34,000	1,400	13,040	13,600	560
D11		240,000～	1,000万円	20,400	21,300	900	8,160	8,520	360	24,500	25,600	1,100	9,800	10,240	440	34,600	36,100	1,500	13,840	14,440	600
D12		270,000～	1,050万円	20,600	21,500	900	8,240	8,600	360	25,700	26,900	1,200	10,280	10,760	480	36,300	38,000	1,700	14,520	15,200	680
D13		300,000～	1,100万円	20,900	21,900	1,000	10,450	10,950	500	26,900	28,200	1,300	13,450	14,100	650	38,200	40,100	1,900	19,100	20,050	950
D14		330,000～	1,150万円	21,100	22,100	1,000	10,550	11,050	500	27,100	28,500	1,400	13,550	14,250	700	39,900	41,900	2,000	19,950	20,950	1,000
D15		360,000～	1,200万円	21,300	22,400	1,100	10,650	11,200	550	27,400	28,800	1,400	13,700	14,400	700	41,700	43,900	2,200	20,850	21,950	1,100
D16		390,000～	1,230万円	21,600	22,800	1,200	10,800	11,400	600	27,600	29,100	1,500	13,800	14,550	750	43,100	45,500	2,400	21,550	22,750	1,200
D17		420,000～	1,270万円	21,800	23,000	1,200	10,900	11,500	600	27,800	29,400	1,600	13,900	14,700	800	44,900	47,500	2,600	22,450	23,750	1,300
D18		450,000～	1,350万円	22,000	23,300	1,300	13,200	13,980	780	28,100	29,700	1,600	16,860	17,820	960	48,600	51,500	2,900	29,160	30,900	1,740
D19		600,000～	1,450万円	22,300	23,600	1,300	13,380	14,160	780	28,300	30,000	1,700	16,980	18,000	1,020	54,300	57,600	3,300	32,580	34,560	1,980
D20		750,000～	1,550万円	22,500	23,900	1,400	13,500	14,340	840	28,500	30,300	1,800	17,100	18,180	1,080	59,300	63,000	3,700	35,580	37,800	2,220
D21		900,000～	1,680万円	22,700	24,100	1,400	13,620	14,460	840	28,700	30,500	1,800	17,220	18,300	1,080	63,200	67,300	4,100	37,920	40,380	2,460
D22		1,200,000～	1,950万円	22,700	25,100	2,400	13,620	15,060	1,440	28,700	31,500	2,800	17,220	18,900	1,680	63,200	68,300	5,100	37,920	40,980	3,060
D23		1,800,000～	2,300万円	22,700	26,100	3,400	13,620	15,660	2,040	28,700	32,500	3,800	17,220	19,500	2,280	63,200	69,300	6,100	37,920	41,580	3,660
D24		2,400,000～	2,600万円	22,700	27,100	4,400	13,620	16,260	2,640	28,700	33,500	4,800	17,220	20,100	2,880	63,200	70,300	7,100	37,920	42,180	4,260
D25		3,000,000～	2,750万円	22,700	28,100	5,400	13,620	16,860	3,240	28,700	34,500	5,800	17,220	20,700	3,480	63,200	71,300	8,100	37,920	42,780	4,860

※ D22からD25は、今回新設する階層区分

※ D6階層を国基準保育料徴収額の前回改定時(平成16年度)からの伸び率3.6%で算出。この階層を基準として逡増、逡減する方法を採用した。

○ 国の徴収基準8階層区分(第1区分は生保、第2階層は住民税非課税世帯)のうち、第5階層の所得税の上限値(102,999円)を基準とした。

○ 基準値からマイナスする数値 D5:-0.2% D4:-0.4% D3:-0.6% D2:-0.8% D1:-1.0%

○ 基準値からプラスする数値 D7:0.2% D8:0.4% D9:0.6% … D19:2.6% D20:2.8% D21:3.0%

○ 現行保育料に上記数値を乗じ、百円未満を切り捨てて改定保育料を算出した。

※ 世帯年収は以下の条件から算定

○ 夫婦共働き、子ども2人。 ○ 夫婦ともに収入は同額 扶養児童は1人ずつ ○ 社会保険料は収入の ○ その他控除は、基礎控除(38万円)扶養控除(38万円)

※ 第2子の保育料は、第1子の保育料に次の割合を乗じた額となる。 B2～D12階層:40% D13～D17階層:50% D18～D25階層:60%